

安全管理に注意を要する動物実験実施マニュアル

令和6年2月15日

愛媛大学動物実験委員会策定

安全管理に注意を要する動物実験等（遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等）を計画する動物実験責任者は、事前に必要な申請・許可及び承認を得た上で、愛媛大学動物実験規則に従い、適正に動物実験を行わなければならない。

1. 遺伝子組換え（Tg）動物を用いた動物実験について

- 1-1 Tg動物とは、遺伝子操作によって遺伝子を導入または改変した動物をいう。
- 1-2 Tg動物を本学において取扱う際は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年6月制定、法律第97号、平成16年2月19日施行）等、及び「愛媛大学遺伝子組換え実験安全管理規程」を遵守すること。
- 1-3 愛媛大学遺伝子組換え実験安全管理規程の定める実験責任者および実験従事者（以下「利用者」という。）は、以下の事項を遵守すること。
 - 1) 利用者は、部局等が別に定める規程等に従い、責任を以って指定された飼養保管施設において、Tg動物を飼育管理すること。
 - 2) Tg動物の個体識別を行い、個体数の増減・搬出入、処置などを記録し保管すること。
 - 3) Tg動物がケージから逃亡しないよう常に注意し、逃亡した動物を発見したときには、速やかに捕獲し、殺処分すること。
 - 4) Tg動物を室外に持出す際、逃亡の恐れのない容器を使用すること。
 - 5) 万一、Tg動物を逃がした場合、直ちに遺伝子組換え実験安全委員会にその旨を連絡し、指示を仰ぐこと。

2. Bウイルス感染症予防対策について

- 2-1 サル類を飼養できるのは学術支援センター医科学研究支援部門動物実験施設（以下「動物実験施設」という。）のみとし、動物実験施設飼育室に搬入するには、Bウイルス抗体を保持しないことを示す検査書がなければならない。これがない場合は、動物実験施設検疫室に保管し、検疫の後、抗体の陰性が明らかな場合、動物実験施設飼育室に搬入すること。
- 2-2 学内にBウイルス感染症に対応するため、指定医を置く。指定医はサル類による事故等の際には必要な処置を行うこと。
- 2-3 殆どのサル類がBウイルスを持っているものと考え、サル類に接するときは手袋、マスク、その他決められた着衣等を着用するものとする。咬まれたり、引っ掻かれたりしたときは、直ぐに傷口を流水で洗い、消毒し、可及的速やかに指定医の診察を受けること。
- 2-4 口唇に水瘡や潰瘍のあるサル類を発見したときは、この旨を医科学研究支援部門長に知らせ、判断を仰ぐこと。抗体検査の結果Bウイルス感染症が確定すれば、当該個体は安楽死により処分すること。

- 2-5 抗体陽性率は個体群によって大きな差が予想されるため、同じ種でも出身地の異なる個体は同じケージ内に同居させないこと。
- 2-6 咬傷・怪我用キットを飼育室及び処置室内に準備すること。
- 2-7 サル類を取り扱う者に対して、サル類の取扱い時の衛生上の注意を喚起し続けること。
- 2-8 Bウイルス対策については、国立大学動物実験施設協議会バイオハザード対策委員会（平成8年5月9日）において作成されたBウイルス参考資料を基本とする。

3. 実験動物に由来する腎症候性出血熱予防対策について

- 3-1 マウス等げっ歯類（以下「ラット等」という。）取扱者は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - 1) ラット等の取扱いに当たっては、専用のマスク、作業衣、手袋、履物等を着用し、取扱い終了後は、手指の消毒、手洗い、うがい等を行うこと。
 - 2) ラット等の排泄物および血液、臓器、組織、屍体等の取扱いには十分注意し、取扱い後は焼却処理等を行うこと。
 - 3) ケージ、実験用機器及び器具等は、適切な方法により消毒を行うこと。
 - 4) 腎症候性出血熱が疑われるような発熱を伴う身体の異常を感じたときは、速やかに医師の診察を受けるとともに、愛媛大学動物実験規則第2条第10号で定める実験動物管理者（以下「実験動物管理者」という。）へ報告すること。
- 3-2 腎症候性出血熱の発生および蔓延を予防するため、実験動物管理者は、次に掲げる対策を行うこと。
 - 1) ラット等飼育室、処置室及びその周辺を清潔に保持すること。
 - 2) 野鼠、昆虫類の駆除及び進入防止ならびにラット等の逃亡防止の措置を講ずること。
 - 3) ラット等取扱者に対し、ラット等の安全な取扱いを指導すること。
 - 4) ラット等取扱者以外の者がラット等飼育室等へ立ち入らないように規制措置をとること。
 - 5) 腎症候性出血熱ウイルス抗体の検査をラット等について定期的に行うこと。
 - 6) 抗体検査の結果、陽性個体を発見した際は麻酔により安楽死させ、焼却処分するとともに、周辺の個体について再び抗体検査を行う等適切な措置をとること。
- 3-3 実験動物管理者は、腎症候性出血熱に感染した疑いのある者が発生した場合は、部局等の長、学術支援センター医科学研究支援部門動物実験施設については、施設長（医科学研究支援部門長）に報告し、必要な措置をとること。
- 3-4 ラット等取扱者は、国立大学動物実験施設協議会総会において了承された「大学における腎症候性出血熱予防指針」（平成13年5月）を遵守すること。

4. エックス線発生装置を用いた動物実験について

- 4-1 エックス線発生装置を用いた動物実験を行う場合は、愛媛大学放射性同位元素安全管理規程及び各放射線取扱施設で定める放射線障害予防規程を遵守すること。

5. 毒劇物を含む有害化学物質を用いた動物実験について

- 5-1 毒劇物を含む有害化学物質を用いた動物実験を行う場合は、国立大学法人愛媛大学化学物

質管理指針、国立大学法人愛媛大学化学物質管理規程、発がん物質等危険物を用いた動物実験に関するガイドライン及び部局等が別に定める規程等を遵守し、愛媛大学化学物質管理の手引を参考にすること。また、動物実験施設で実施する場合は、動物実験施設利用手順を遵守すること。

6. 麻薬及び向精神薬等を用いた動物実験について

6-1 麻薬及び向精神薬等を用いた動物実験を行う場合は、麻薬及び向精神薬取締法及び部局等が別に定める規程等を遵守すること。

7. 微生物を用いた動物実験について

7-1 微生物を用いた動物実験を行う場合は、部局等が別に定める規程等を遵守すること。

8. 動物実験における廃棄物処理について

8-1 実験終了後の動物死体（以下「動物死体」という。）の廃棄物処理方法は、次の通りとする。

- 1) 保管：愛媛大学動物実験規則に基づき飼養保管施設および実験室で処置（安楽死等）した動物死体は、カテーテル等を取り外した後、ポリエチレン袋等に入れ、専用の冷凍庫に一時保管すること。
- 2) 運搬：動物死体は、所定の日時に指定場所に運搬すること。
- 3) 焼却：動物死体は、学外の処理業者で焼却処理すること。

8-2 床敷・糞尿の廃棄処理方法は、次の通りとする。

- 1) 床敷は、ポリエチレン袋等の焼却可能な物に入れ、学外の処理業者にて焼却処理すること。

8-3 動物実験に使用した器具等の廃棄処理方法は、次の通りとする。

- 1) 動物実験に使用した廃棄器具等は、部局等が別に定める規程等に基づき、廃棄処理すること。
- 2) 動物実験に使用した注射針等鋭利なものについては、耐貫通性のプラスチック製容器に一時保管し、廃棄処理すること。

8-4 感染実験動物等の処理は、次の通りとする。

- 1) 感染実験動物は、オートクレーブ等により滅菌処理の後、一般動物死体と同様に処理すること。
- 2) 感染動物実験に使用した器具等についても、オートクレーブ等により滅菌処理の後、一般器具等と同様に処理すること。